



2022年11月2日

各位

会社名 株式会社エルアイイーエイチ  
(コード番号 5856 東証スタンダード市場)  
代表者名 代表取締役社長 福村 康廣  
問合せ先 取締役 金本 慶峰  
(TEL. 03-6458-6913)

## 連結子会社による控訴の判決に関するお知らせ

当社は、2021年8月2日付「連結子会社による控訴の提起に関するお知らせ」にてお知らせしましたとおり、当社及び連結子会社である株式会社ウィッツ（以下「㈱ウィッツ」）を被告としての損害賠償請求訴訟の判決につきまして、当該判決の一部を不服として、㈱ウィッツは大阪高等裁判所に控訴を提起しておりました。

一連の訴訟について、2022年11月1日に判決文の送達を受けましたので、下記の通りお知らせいたします。

### 記

1. 判決のあった裁判所及び年月日  
大阪高等裁判所 2022年10月28日

2. 被控訴人の概要

名称又は氏名	所在地	代表者の役職・氏名
須田 正則	広島県福山市	—
株式会社ホームティーチャーサポート	北九州市小倉北区船場町2-10	代表取締役 永山 周太郎
秀志学館株式会社	香川県高松市亀井町8-11	代表取締役 明石 光央
株式会社教育支援システム	兵庫県加東市社1487-2	代表取締役 臼井 欣之
株式会社WIN&WIN	さいたま市浦和区北浦和1-2-18	代表取締役 古田 修一
安藤 俊喜	愛知県知多郡武豊町	—
株式会社H. T. Sホームティーチャーサポート	広島市東区若草町10-11	代表取締役 黒木 雄大
有限会社HTサポート	島根県松江市菅田町180	代表取締役 恒松 徹
山下 さち	愛媛県松山市	—
丹羽 豊	京都市南区	—
谷 昇	大阪府泉佐野市	—

3. 控訴の経緯

2021年8月2日付け「連結子会社による控訴の提起に関するお知らせ」に記載のとおり、本件被控訴人が当社及び㈱ウィッツを相手方として提起した訴訟に関して、大阪地方裁判所は、本件被控訴人の請求を一部認容する判決を言い渡しました。

この判決に対し、㈱ウィッツは、本件被控訴人の請求を一部認容した部分について不服であることから、控訴を提起しておりました。

#### 4. 判決の要旨

(1) 当初判決を下記に変更する。

① 当初判決

被告(株ウィッツ及び当社代表取締役である福村康廣)らは連帯して、原告に対し1億4,726万6,790円及び2016年12月15日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え

② 変更後(本件)判決

被告(当社及び株ウィッツ並びに当社代表取締役である福村康廣)らは連帯して、原告に対し2億1,108万9,917円及び2016年12月15日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え

(2) 一審被告(株ウィッツ)の控訴を棄却する。

#### 5. 今後の見通し

当社は、本判決を真摯に受け止めており、判決の趣旨に従って、(株ウィッツ及び当社代表取締役である福村康廣と連帯し原告の方々に対して適切に対応してまいります。

なお、原告の方々に対する支払の負担割合は、当社及び(株ウィッツは支払総額の2/3を連帯して支払う事とし、当社代表取締役である福村康廣は支払総額の1/3を支払う事と致します。

#### 6. 業績に与える影響

本判決が業績に与える影響につきましては、現在精査中ではありますが、今後、開示すべき事項が発生した場合には、速やかにお知らせいたします。

(参考) 2016年12月16日付「当社に対する損害賠償請求訴訟の提起に関するお知らせ」

2016年12月27日付「反訴の提起の決議に関するお知らせ」

2017年3月30日付「反訴の提起に関するお知らせ」

2021年7月20日付「当社及び当社子会社に対する訴訟の判決に関するお知らせ」

2021年8月2日付「連結子会社による控訴の提起に関するお知らせ」

以上